

診療看護師について

当院では、高度実践看護教育（大学院：2年間）を受け、医師の包括指示のもと法律で定められた38の診療行為ができる診療看護師3名が下記の部署で勤務しています。

特定行為に係る看護師の研修制度

（保健師助産師看護師法第37条の2第2項 平成27年10月1日施行）

- ◆循環器内科病棟
- ◆緩和ケア病棟
- ◆訪問看護ステーション

地域の皆様に安全で質の高い医療サービスを提供するため、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮していく診療看護師の活動にご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

病院長